

令和2年9月10日

市内小学校保護者 様

守山市教育委員会教育長
守山市立玉津小学校長

新型コロナウイルス感染症発生に伴う市内小学校における臨時休校措置等の対応方針について

平素は、本市の教育行政の推進にご理解・ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

また、日頃から新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止や感染予防対策への対応にご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市においては、教職員や在籍児童の感染は、今のところ確認しておりませんが、昨今の新型コロナウイルス感染状況から、教職員や児童、およびその家族の誰もが、感染者やその濃厚接触者になる可能性が考えられます。

つきましては、市内小学校で、教職員および児童の感染が確認された場合は、下記の基準に基づき対応を進めてまいりますので、感染拡大防止の対応にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、根拠のないうわさや風評被害が生じないよう、冷静な対応をお願いするとともに、感染者や濃厚接触者、その家族等を特定することのないよう、人権面への配慮も併せてお願い申し上げます。

記

1 教職員および児童で感染が確認された際の対応

- (1) 感染が確認された日の翌日から、**1日から3日程度(土日を含む)の期間**を臨時休校とします。
- (2) 臨時休校期間中に施設の消毒を行うとともに、保健所等により児童や教職員の健康観察ならびに感染経路の確認、濃厚接触者の特定が行われます。
- (3) 感染の状況や保健所等の指導を踏まえて、臨時休校期間を延長する場合があります。
- (4) 「感染者」となった場合は、治癒するまで出席停止となります。
- (5) 「濃厚接触者」に特定された場合は、「感染者」と接触した日の翌日から2週間の出席停止となりますので、外出を自粛するようお願いいたします。
- (6) 「濃厚接触者ではないが、保健所の指示によりPCR検査を受ける」と判断され、PCR検査結果で陰性と判明した場合、その翌日からの登校再開が可能となります。
ただし、PCR検査の結果が出るまでは、自宅待機となります。

2 保健所からご家庭に連絡が入った場合について

保健所からの指示事項などについて学校（窓口：教頭）までご連絡ください。連絡内容をもとに、学校と教育委員会、学校指導医で連携を図り、休校措置の判断を行います。

3 臨時休校措置の連絡等について

◎ 「感染者」を確認した当日の対応や翌日からの臨時休校措置については、登録いただいているメール配信システムにて、保護者に連絡します。

(1) 平日の午前中に「感染者」を確認し、臨時休校措置をとる場合

- ⇒ ・午後の授業を切り上げ、給食終了後の時間帯より保護者に児童を引き渡します。
・引き渡しの流れについては、学校より別途メール配信で連絡します。
・放課後児童クラブも休校期間中は学校と同様に休室となりますのでご注意ください。

(2) 平日の午後に「感染者」を確認し、臨時休校措置をとる場合

①児童が在学中の場合

- ⇒ ・午後の授業は、通常通り実施し、通常下校とします。
・放課後児童クラブを利用している児童については、密を避けるため、既にクラブに通所している児童はクラブ待機、まだクラブへ通所していない児童は学校待機としますので、速やかにお迎えをお願いします。

(小学校よりメール配信システムにて保護者に連絡します。)

②全ての児童が下校している場合

- ・放課後児童クラブを利用している児童については、速やかにクラブまでお迎えをお願いします。

(小学校よりメール配信システムにて保護者に連絡します。)

(3) 夜間または休日に確認し、臨時休校措置をとる場合

- ⇒ 翌日または休日明けより臨時休校とします。なお、土曜日に放課後児童クラブを利用している児童については、連絡後、速やかにお迎えをお願いします。

4 学校の再開・放課後児童クラブの再開について

保健所の指導に基づく「学校施設の消毒」および「PCR 検査対象者の特定」が完了した時点で、メール配信にて学校再開日を連絡します。ただし、保健所の指導により、一部の学級または学年のみ延長となる可能性もあります。

放課後児童クラブの再開日は、学校の再開日に準じますが、学級または学年閉鎖が延長している学級・学年の児童は、通所できませんのでご注意ください。

5 その他

(1) メール配信システムに未登録の場合、速やかに担任までご連絡をお願いします。この件に係る連絡は、学校ホームページには掲載しませんのでご注意ください。

(2) メール配信が、保護者の就労時間帯になる場合がありますので、逐次メールをご確認いただきますようお願いいたします。

(3) 休校期間中のお子様の健康状態（毎日の検温・体調管理）について把握いただき、発熱等がある場合は、まずは「帰国者・接触者相談センター(TEL528-3621)やかかりつけ医に電話などでご相談いただき、その指示に従うとともに、お子様の症状について、学校までご連絡ください。

(4) 休校期間中の家庭学習等については、課題等のポストインやメール配信による連絡の他、長期の臨時休校または出席停止時にはオンライン学習を随時行います。